

品川区高齢者スマートフォン購入費補助金交付要綱

制定 令和 8 年 7 月 8 日区長決定要綱第 179 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、「東京都公式アプリ」に対応したスマートフォンを初めて購入する高齢者に対し、当該購入に関する費用の全部または一部を補助することにより、行政のデジタル化が急速に進む中においても、高齢者のデジタルデバイドの解消を図り、区民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) スマートフォン

電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）第 1 条第 2 項第 22 号に規定するスマートフォンのうち、マイナンバーカードを読み取る機能である NFC 認証機能および音声入力機能を搭載し、iOS16 以上の端末または Android11 以上の「東京都公式アプリ」に対応した端末をいう。

(2) フィーチャーフォン等

第 3 世代もしくは第 4 世代移動通信システムに対応している通話機能を中心にインターネット接続等が可能な従来型の携帯電話または前項に該当しないスマートフォンをいう。

(3) 協力店舗

東京都と「高齢者のデジタルデバイド解消に向けたスマートフォン活用支援事業」の実施に向けた連携に関する協定を締結した通信事業者の店舗のうち、区長が指定した店舗をいい、店舗の名称および所在地は別表に定めるとおりとする。

(対象者)

第 3 条 品川区高齢者スマートフォン購入費補助事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第 6 条に規定する交付申請を行う日（以下「申請日」という。）時点で、品川区内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定による住民基本台帳に記録されている者
- (2) 申請日の属する年度の 3 月 31 日時点で満 65 歳以上である者
- (3) 協力店舗においてスマートフォンを初めて購入（フィーチャーフォン等から対象スマートフォンへの機種変更契約を含む。）し、通信契約を行った者
- (4) 自ら使用する目的でスマートフォンを購入した者
- (5) スマートフォンを購入後、購入した店舗によるスマートフォン教室（スマートフォンの基本的な操作等の講座またはそれに準ずる個別相談をいう。）を受講した者
- (6) 初めて購入したスマートフォンに、「東京都公式アプリ」の登録、「東京都 LINE 公式アカウント

ト」および「品川区 LINE 公式アカウント」の友だち追加を行った者
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、協力店舗で購入したスマートフォンに係る経費であって、次に掲げる費用（消費税を含む。）とする。

- (1) データ通信の契約を締結したスマートフォン本体の購入費用
- (2) 前号に掲げるスマートフォン本体用の充電器の購入費用
- (3) 通信契約に関する事務手数料
- (4) アカウント設定料（Apple ID または Google アカウントの設定に限る。）
- (5) データ移行手数料
- (6) 店頭サポート費（単発のサポート費用または月額サービスの場合は初月分に限る。）
- (7) その他手数料

2 前項第2号に掲げる本体用の充電器は、前項第1号に掲げるスマートフォンに充電器が付属しない場合において、当該スマートフォンの契約と同時に購入したもの1個に限る。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額とし、3万円を上限に、予算の範囲内において交付するものとする。

2 補助金の交付は、対象者1人につき1台までとし、1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、品川区電子申請サービスにより申請しなければならない。

2 前項に規定する申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者本人確認書類の写し
- (2) 「東京都公式アプリ」の登録、「東京都 LINE 公式アカウント」および「品川区 LINE 公式アカウント」の友だち追加をしたことが分かるもの
- (3) 契約者氏名、購入年月日、機種、数量、金額、販売事業者、契約回線および補助対象経費の内訳が分かるものの写し
- (4) 申請者本人名義の口座情報がわかるものの写し
- (5) その他区長が必要と認める書類

3 第1項の規定による補助金の申請期限は、スマートフォンの購入当日とする。ただし、特段の事由がある場合はこの限りでない。

(交付決定)

第7条 区長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは品川区高齢者スマートフォン購入費補助金交付決定通知書（様式第1号）により、不適当と認めるときは品川区高齢者スマートフォン購入費補助金不交付決定通知書（様式第2号）により、補助金交付の可否を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付決定は、当該年度の予算の範囲内において行うものとする。

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）に対し、口座振替の方法により補助金を交付するものとする。

2 区長は、補助決定者が死亡した場合において、その死亡した補助決定者に支払うべき補助金が未払いの場合は、その補助決定者の親族等に支払うことができる。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたときまたは受けようとしたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 補助決定者から申請の取り下げがあったとき。

(4) その他区長が特に必要と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助決定者に対し、期限を定めてその返還を求めるものとする。

3 区長は、前項の規定により補助金の返還を求める場合は、当該補助決定者に対し、速やかに品川区高齢者スマートフォン購入費補助金交付決定取消しおよび補助金返還請求通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

(別表)

店舗名	所在地
ソフトバンクパークシティ 武蔵小山ザモール	東京都品川区小山 3-15-1 パークシティ 武蔵小山ザモール 1F
ソフトバンク旗の台	東京都品川区旗の台 2-8-11 ハイム中里 1F
ソフトバンク五反田	東京都品川区西五反田 2-9-5 長田ビル 1F
ソフトバンク中延	東京都品川区中延 3-13-7 中勝ビル 1F
ソフトバンク武蔵小山パルム	東京都品川区小山 3-21-13 武蔵小山パルム A棟
ソフトバンク戸越銀座	東京都品川区平塚 2-17-10 セゾン 88 1F
ソフトバンク目黒	東京都品川区上大崎 2-18-16 ヴェリテ目黒
ソフトバンク阪急大井町ガーデン	東京都品川区大井 1-50-5 阪急大井町ガーデン 2階
ソフトバンク大崎ニューシティ	東京都品川区大崎 1-6-4 大崎ニューシティ 2F
ワイモバイル大井町	東京都品川区東大井 5-4-12 東宝ビル 1F・2F
au ショップ荏原町	東京都品川区中延 5-8-2 Court Branche AP 1階
au ショップ武蔵小山	東京都品川区荏原 3-8-4
au ショップ大井町	東京都品川区大井 1-10-2 YKビル 1F
ドコモショップ大井町店	東京都品川区大井 1-14-3 K-3ビル 1階
ドコモショップゲートシティ店	東京都品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー 1階
ドコモショップ品川シーサイド店	東京都品川区東品川 4-12-4 オーバルガーデン B-202
ドコモショップ武蔵小山店	東京都品川区荏原 3-3-16
ドコモショップ目黒駅前店	東京都品川区上大崎 2-11-10 藤原ビル 1階

第 号
年 月 日

様

品川区長 印

品川区高齢者スマートフォン購入等費用補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった「品川区高齢者スマートフォン購入等費用補助事業」実施要綱に基づく助成金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

対 象 者	氏 名		生年月日	
	住 所			
	E-Mail			
交付決定額： 円				

問い合わせ 品川区福祉部高齢者地域支援課
高齢者活動支援担当
〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36
電話：03-5742-7671 FAX：03-5742-6882

第 号
年 月 日

様

品川区長 印

品川区高齢者スマートフォン購入等費用補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった「品川区高齢者スマートフォン購入等費用補助事業」実施要綱に基づく助成金について、下記のとおり不交付とすることに決定したので通知します。

記

対象者	氏 名		生年月日	
	住 所			
	E-Mail			
理由				

問い合わせ 品川区福祉部高齢者地域支援課
高齢者活動支援担当
〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36
電話：03-5742-7671 FAX：03-5742-6882

第 号
年 月 日

様

品川区長 印

品川区高齢者スマートフォン購入等費用補助金交付決定取消し及び補助金返還請求通知書

年 月 日付で交付を決定した「品川区高齢者スマートフォン購入等費用補助事業」実施要綱に基づく助成金について、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、返還を求めます。

返還は添付の納付書により、下記納付期限までに必ず納付してください。

記

対 象 者	氏 名		生年月日	
	住 所			
	E-Mail			
交付決定額：		円	返還請求額：	円
取 消 理 由：				
返還納付期限： 年 月 日				

問い合わせ 品川区福祉部高齢者地域支援課
高齢者活動支援担当
〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36
電話：03-5742-7671 FAX：03-5742-6882